

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

株式会社ルームラボ

1 事業実施の方針

当法人は、住宅確保要配慮者に対して安心して居住できる住環境を確保し、地域社会における生活の安定を図ることを目的として支援業務を実施する。高齢者、障がい者、低所得者、子育て世帯、生活困窮者等を主な対象とし、居住支援に関する相談に応じるとともに、不動産オーナーや行政、福祉関係機関と連携しながら入居支援を行います。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務					
法第62条第二号に掲げる業務	①見守り支援 必要に応じて家主や地域包括支援センター等へ情報を共有する。 ②家主へのサポート 入居者に関する不安や相談が家主から寄せられた場合、安心して賃貸借関係を継続できるよう支援する。 ③生活相談支援 入居者からの生活上の困りごと(家賃の支払い、近隣トラブルなど)の相談に応じ、関係機関への橋渡しを行う。	事務所内 訪問先施設	5名 (延べ人数)	住宅確保要配慮者 全般 ①40名 ②40名 ③40名	540
法第62条第三号に掲げる業務	①契約トラブル防止の支援 賃貸借契約時において、入居者への丁寧な説明や必要な書類準備を行い、誤解やトラブルを未然に防止する。 ②見守り体制の説明	事務所内 訪問先施設	5名 (延べ人数)	住宅確保要配慮者 全般 ①20名 ②20名	510

	入居後の見守り支援や相談体制が整っていることを説明し、家主が安心して入居を受け入れられるよう調整する。				
法第62条第4号に掲げる業務	①トラブル防止に向けた説明・合意形成 家賃の支払方法や生活ルール等を事前に確認し、入居後のトラブルを未然に防止するための合意形成を支援する。 ②家主との調整 住宅確保要配慮者の状況を理解した上で、家主に対して入居受け入れの趣旨を説明し、契約条件等の調整を行う。	事務所内 訪問先施設	5名 (延べ人数)	各関係者 3名～8名 ①30名 ②30名	550
法第62条第5号に掲げる業務					
法第62条第6号に掲げる業務	住宅セーフティネット制度の周知・広報活動を行う。法人ホームページ、パンフレット、SNS等を活用し、居住支援制度や入居支援事例など広報活動を行う。	事務所内 訪問先施設	5名 (延べ人数)	各関係者 3名～8名	330

連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	<p>①行政制度との連携による支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅扶助、家賃債務保証、生活困窮者自立支援制度等と連携し、入居支援から生活再建支援まで一体的に実施する。 ・福岡市社会福祉協議会、地域包括支援センター等と協働し、支援対象者の見守りや生活相談支援を行う。 <p>②福岡市住宅セーフティネット制度の周知・広報協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市が実施するセーフティネット住宅登録制度の周知活動に協力し、家主・不動産事業者への説明会等に参加。
連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	<p>①不動産事業者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居にあたっての条件緩和（保証人不要、敷金軽減等）に関する協議を定期的実施。 ・不動産事業者向けに「要配慮者受入ガイドライン」や「支援法人との連携フロー」を提供。 <p>②家賃債務保証会社・見守りサービス事業者との協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り・緊急通報システムを提供する事業者と提携し、単身高齢者や障がい者等の生活の安心を確保。 <p>③福祉関係機関との連携</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者支援センター等と協働し、入居者の生活課題を共有・対応。 ・自立支援事業所や生活困窮者自立支援センターと情報連携を図り、支援対象者の入居後フォローを実施。 ・必要に応じて、介護・医療・就労支援機関への橋渡しを行う。
<p>人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<p>①人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用時には、居住支援の意義・関連法令（住宅セーフティネット法、個人情報保護法等）・倫理規定についての研修を実施。 ・福祉・不動産分野の双方に知見を持つ人材の登用を進め、複合的な課題への対応力を強化していく。 <p>②資質向上のための研修体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関（社会福祉協議会、居住支援協議会、不動産関連団体）と連携し、支援事例の共有や法改正への対応を学ぶ勉強会を開催。 ・外部講師を招き、「高齢者・障がい者・生活困窮者への支援対応」や「トラブル予防の実務研修」を実施。

（備考）

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第62条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第62条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。